○文部科学省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
乙訓古墳群	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和五十六年文部省告示第百五十六号、平成二十七年文部科学省告示第三十八号及び平成二十八年文部科学省告示第三十一号	芝古墳	六三二番三	乙訓古墳群
天皇の杜古墳		京都府京都市西京区大原野石見町		天皇の杜古墳
寺戸大塚古墳		長法寺南原古墳	一五番二、九のうち実測六五九・二七平方メートル、一八番二、一八番二三、一八番二四、七二番二、七二番三	寺戸大塚古墳
五塚原古墳		同 長岡京市長法寺南原	四番、四番二、四番三、九番、一〇番、一〇番一、一〇番二、一〇番三	五塚原古墳
元稲荷古墳		同 長岡京市長法寺谷山	五番 右の地域に介在する道路敷を含む。	元稲荷古墳
南条古墳		今里大塚古墳	一一五番一五	南条古墳
物集女車塚古墳		同 長岡京市天神五丁目		物集女車塚古墳
恵解山古墳		鳥居前古墳	六三二番三	恵解山古墳
井ノ内車塚古墳		同 乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前		井ノ内車塚古墳
井ノ内稲荷塚古墳		東六甲石丁場跡	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び大山崎町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	井ノ内稲荷塚古墳
今里大塚古墳		兵庫県西宮市甲山町	四一番のうち実測六四一一〇・七九平方メートル	今里大塚古墳
鳥居前古墳		西乗鞍古墳	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を兵庫県教育委員会及び西宮市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	鳥居前古墳
大坂城石垣石切丁場跡	昭和四十七年文部省告示第十九号	奈良県天理市杣之内町元山口方	一〇二番一、一〇三番、一〇四番、一〇五番、一〇六番、一〇七番、一〇八番、一〇九番、一一〇番	大坂城石垣石丁場跡
西山古墳	昭和二年内務省告示第三百十五号			小豆島石丁場跡
				東六甲石丁場跡
				杣之内古墳群
				西山古墳
				西乗鞍古墳

○文部科学省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域	下欄 名称
大宰府跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三年十月会計検査院告示第十一号、昭和四年文部省告示第三十六号、昭和十年文部省告示第三十三号、昭和十二年文部省告示第百七十六号、昭和十六年文部省告示第百三十二号、昭和五十年文化財保護委員会告示第十八号及び平成二年文部科学省告示第百三十七号	福岡県太宰府市観世音寺三丁目	四二一番、四二二番、四三四番、四四七番、四四八番、四五一番	水城跡
		福岡県太宰府市国分二丁目	二〇四番一、一三五九番、一五三三番、一五三四番	
		同 太宰府市吉松一丁目	一一二番二、一一四番一二	
		同 太宰府市吉松三丁目	四六七番二	
		同 大野城市下大利四丁目	六九一番一四	
伊部南大窯跡	昭和三十四年文化財保護委員会告示第十八号及び平成二十一年文部科学省告示第十号	岡山県備前市伊部字向山	二五八二番一のうち実測一〇九三・三五平方メートル、二五九六番一のうち実測一六八八・六九平方メートル、二五九六番二、二五九六番三	伊部南大窯跡
伊部南大窯跡		医王山窯跡	一〇三一番のうち実測一一〇・三七平方メートル、一〇三二番一のうち実測三四・一三平方メートル、一〇四一番一のうち実測一八七〇〇・五九平方メートル	伊部西大窯跡
伊部西大窯跡		同 字日竈	一〇三五番一、一〇四八番一のうち実測八八四五・四九平方メートル、一〇四八番二	伊部北大窯跡
伊部北大窯跡		同 字ボウガ谷	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岡山県教育委員会及び備前市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	医王山窯跡
備前陶器窯跡				備前陶器窯跡